平成4年5月13日 放送大学規程第2号

改正 平成6年3月16日、平成13年3月30日、 平成14年4月17日、平成16年4月1日、 平成19年4月25日、平成20年4月30日、 平成21年2月18日・3月25日、平成22 年4月14日・10月13日、平成24年3月 14日、平成25年3月13日、平成29年3 月28日、令和6年4月17日、令和6年11 月20日

(設置)

第1条 評議会に、放送大学評議会規程(平成22年放送大学規程第1号)第9条の規定に基づき、 自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 自己点検・評価の基本方針に関する事項
 - 二 自己点検・評価の実施計画に関する事項
 - 三 自己点検・評価項目に関する事項
 - 四 自己点検・評価結果の活用等に関する事項
 - 五 その他自己点検・評価に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、管理運営、施設設備及び放送・制作等に関するものについては、必要に応じ、当該事項に関連する委員会等と連携を図りつつ審議を進めるものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、委員は学長が委嘱する。
 - 一副学長
 - 二 附属図書館長
 - 三 各コースの教授又は准教授 各1名
 - 四 学長が指名する学習センター所長 1名
 - 五 次世代教育研究開発センター長
 - 六 事務局長

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議の成立等)
- 第7条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第9条 委員会は、その所掌事項について調査、検討を行うため、小委員会を置くことができる。 (事務)

第10条 委員会の事務は、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 附 則

この規程は、平成4年5月13日から施行する。

附 則(平成6年3月16日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月17日)

この規程は、平成14年4月17日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月25日)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月30日)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年2月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月14日)

この規程は、平成22年4月14日から施行する。

附 則(平成22年10月13日)

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則(平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月17日)

この規程は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則(令和6年11月20日)

この規程は、令和6年11月20日から施行する。